

上山市議会会議録

第491回定例会

本会議最終日

(令和元年6月27日)

令和元年6月27日（木曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

令和元年6月27日（木曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第35号 上山市行政不服審査法施行条例及び上山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第36号 上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第39号 上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 4 議第37号 上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第38号 上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第 6 議第33号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議第34号 令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（閉会中継続審査申出事件）

- 日程第 8 常任委員会（総務文教、産業厚生）及び議会運営委員会の所管事務の調査について
（閉 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1番	谷 江 正 照	議員	2番	石 山 正 明	議員
3番	佐 藤 光 義	議員	4番	守 岡 等	議員

5番	高橋要市	議員	6番	棚井裕一	議員
7番	尾形みち子	議員	8番	長澤長右衛門	議員
9番	川口豊	議員	10番	中川とみ子	議員
11番	神保光一	議員	12番	枝松直樹	議員
13番	川崎朋巳	議員	14番	高橋義明	議員
15番	大沢芳朋	議員			

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横戸長兵衛	市長	塚田哲也	副市長
金沢直之	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局長	富士英樹	市政戦略課長
平吹義浩	財政課長	前田豊孝	税務課長
土屋光博	市民生活課長	鈴木直美	健康推進課長
鏡裕一	福祉課長	齋藤智子	子ども子育て課長
鈴木英夫	商工課長	尾形俊幸	観光課長
漆山徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局長	須貝信亮	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	武田浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員会 教育委員長
井上咲子	教育委員会 管理課長	遠藤靖	教育委員会 学校教育課長
渡辺るみ	教育委員会 生涯学習課長	高橋秀典	教育委員会 スポーツ振興課長
板垣郁子	選挙管理委員会 選委	花谷和男	農業委員会 会長
大和啓	監査委員	舟越信弘	監査委員 監事

事務局職員出席者

佐藤 毅 事務局長 鈴木 淳一 副主幹
渡邊 高範 主査 後藤 彩夏 主任

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る6月25日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

最後に、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のある来年6月30日までの閉会中の事務調査について議決することにいたし、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第1 議第35号 上山市行政
不服審査法施行条例及び
上山市固定資産評価審査
委員会条例の一部を改正
する条例の制定について
外2件
(総務文教常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第1、議第35号から日程第3、議第39号までの計3件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義総務文教常任委員長 登壇〕

○佐藤光義総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案3件について、審査いたしました経過並び

に結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第35号上山市行政不服審査法施行条例及び上山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、工業標準化法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、日本工業規格について、データやサービス等への対象拡大など国際標準化の促進を図る改正が行われ、法律の名称も産業標準化法と改められるとともに、日本工業規格の名称についても、日本産業規格と改正されたことから、第1条の上山市行政不服審査法施行条例の一部改正及び第2条の上山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、各条例の手数料を定める条項中、日本工業規格と表記していたものを日本産業規格に改めるもので、令和元年7月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、個人市民税については、令和元年10月からの消費税率引き上げによる影響を軽減するため、住宅ローン控除について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に限り、適用期間を入居後11年目から3年延長し、建物購入価格の2%の3分の1、もしくは住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額を控除するほか、住宅借入金等特別控除に関する記載のある申告書の提出期限を撤廃し、適用要件を緩和するものであります。

また、ふるさと納税については、制度の健全な発展のため、令和元年6月1日以降寄附されるふるさと納税の特別控除の対象を総務大臣が指定したものに限定すると定めるものであります。

このほか、子どもの貧困に対応するため、個人市民税非課税措置の対象を、これまで障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得が135万円以下の者としていましたが、児童手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者についても新たに対象として加えるものであります。

また、軽自動車税については、種別割に係るグリーン化特例の適用期限を2年延長し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和2年度に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和3年度に特例措置を適用するものであります。このほか、対象を電気自動車等に限定し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和4年度に、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和5年度に、それぞれ75%の軽課率を適用するものであります。

さらに、消費税率の引き上げに伴う特例措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の環境性能割の税率を1%分軽減するほか、条項等の整理を行うものであり、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。ふるさと納税に関する改正規定は令和元年6月1日、現行の軽自動車税種別割に係るグ

リーン化特例の期間延長については令和元年10月1日、市民税の申告、個人の市民税に係る給与取得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書、市民税に係る不申告に関する科料に係る改正規定については令和2年1月1日、さらに、子どもの貧困に対応するための個人市民税非課税措置の対象拡大については令和3年1月1日、電気自動車等に限定した特例措置については令和3年4月1日とするものであります。

また、経過措置として、別段の定めがあるものを除き、ふるさと納税に関する事項及び非課税範囲に関する事項の改正以外の個人市民税に関する事項については、令和元年度以後分について適用し、平成30年度分までの個人市民税については、なお従前の例によるものであります。

また、ふるさと納税に係る個人市民税の改正規定については令和2年度以後の年度分について適用し、令和元年度分までの個人市民税については、なお従前の例によるものであります。

さらに、個人市民税の別段の定めとして、ふるさと納税における「特例控除対象寄附金」及び「送付」の定義に関する規定については、令和2年度分の個人市民税に限定して適用するものであります。

このほか、個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の改正については、改正後の地方税法第314条の7第2項に規定するふるさと納税について適用し、改正前に寄附されたふるさと納税については、なお従前の例によるものであります。

さらに、ふるさと納税に関する市民税の申告に係る規定については、施行日の令和2年1月1日以後に、令和2年度以後の年度分の個人市民税に係る申告書を提出する場合に適用し、令

和2年1月1日以前に当該申告書を提出する場合及び令和2年1月1日以後に、令和元年度分までの当該申告書を提出する場合については、なお従前の例によるものであります。

また、給与取得者の扶養親族等申告書の改正規定については、令和2年1月1日以後に支払いを受けるべき給与について提出する申告書に適用するほか、公的年金受給者の扶養親族等申告書の改正規定については、所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する申告書について適用するものであります。

また、個人市民税非課税対象の拡大に係る規定については、令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用し、令和2年度分までについては、なお従前の例によるものであります。

さらに、固定資産税に係る規定については、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までについては、なお従前の例によるものであります。

このほか、平成31年4月1日から適用する軽自動車税の税率及び賦課徴収に係る改正規定については、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までについては、なお従前の例によるものであります。

また、環境性能割の非課税に関する規定については、別段の定めのあるものを除き、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して適用するものであります。

このほか、令和元年10月1日に適用する軽自動車税種別割に係る改正規定については、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものであります。

また、令和3年4月1日に適用する規定については、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの

種別割については、なお従前の例によるものがあります。

さらに、都市計画税に関する改正規定については、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までについては、なお従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、工業標準化法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、法改正に伴い日本工業規格という名称が日本産業規格と改正されたことから、避雷設備に関する条項中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものであります。

さらに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、スプリンクラー設備の要件について、「作動時間が60秒以内」としていたものを「種別が1種」と改めるほか、住宅部分を含む旅館、福祉施設等の建物で300平方メートル未満の建物について、特定小規模施設用自動火災報知設備が建物全体に設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置を免除する規定を新たに設けるもので、公布の日から施行するものであります。また、避雷設備に関する改正規定については、令和元年7月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案3件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

日程第4 議第37号 上山市介護
保険条例の一部を改正す
る条例の制定について外
1件

(産業厚生常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第4、議第37号及び日程第5、議題38号の計2件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案2件について審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第37号上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、第7期介護保険事業計画の期間

である平成30年度から平成32年度までの各所得区分における保険料率を規定している条項について、本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、令和元年度及び令和2年度の介護保険料に低所得者の負担軽減強化分を反映させるもので、第2項において介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者の保険料率を基準額の0.45である3万2,832円とする軽減措置の対象年度を平成30年度分のみとし、第3項において令和元年度から令和2年度までの保険料率を令第38条第1項第1号に掲げる者については、基準額の0.375である2万7,360円、令第38条第1項第2号に掲げる者については、基準額の0.625である4万5,600円、令第38号第1項第3号に掲げる者については、基準額の0.725である5万2,896円とする規定を追加し、平成31年4月1日から施行するものであります。

なお、経過措置として、改正後の規定は令和元年度分の保険料から適用することとし、平成30年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとするとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第38号上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、未婚のひとり親については、地方税法及び所得税法に規定する寡婦または寡夫には該当せず、税法上の寡婦（寡夫）控除の対象とならないものの、重度心身障がい児・者医療及びひとり親家庭等医療においては、地方税法及び所得税法に規定する寡婦または寡夫とみ

なして控除し、所得税額等を算定するため、別表で定める対象者について地方税法中で「夫・妻と死別し、若しくは夫・妻と離婚した後婚姻をしていない者又は夫・妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母・父となった女子・男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読みかえて所得税額を算定する文言を追加し、令和元年7月1日から施行するものであります。

なお、経過措置として、改正後の規定は令和元年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用するものと説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案2件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
日程第6 議第33号 令和元年度  
上山市一般会計補正予算  
(第1号)外1件  
(予算特別委員長報告)



○大沢芳朋議長 日程第6、議第33号及び日程第7、議第34号の計2件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

○棚井裕一予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案2件について審査いたしました結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第33号令和元年度上山市一般会計補正予算（第1号）につきましては、県の補助事業を活用した新たなワイナリー建設に対する支援やポーランド共和国からの国際交流員の配置に要する経費等、早急に予算措置を必要とするものについて補正したもので、歳入歳出それぞれ6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億6,200万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い低所得者の介護保険料が軽減されることから、介護保険料を減額するとともに、一般会計からの繰入金を増額する補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案2件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第8 常任委員会（総務文教、産業厚生）及び議会運営委員会の所管事務の調査について

（閉会中継続調査申出事件）

○大沢芳朋議長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました件は、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中における事務の調査について申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の事務の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における事務の調査とすることに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

閉 会

○大沢芳朋議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第491回定例会を閉会いたします。

午前10時26分 閉 会

議 長 大 沢 芳 朋

会議録署名議員 尾 形 みち子

同 上 川 崎 朋 巳

同 上 川 口 豊

